

指 定 介 護 老 人 施 設

重 要 事 項 説 明 書

_____様

社会福祉法人 幸

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム しかまの里

姫路市飾磨区阿成植木 9 6 0

0 7 9 - 2 3 3 - 0 3 3 8

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(兵庫県指定第2874011733号)

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 幸 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県姫路市大津区吉美780番地 |
| (3) 電話番号 | TEL 079-274-7530 |
| FAX番号 | FAX 079-274-7531 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 金 治 ゆ か り |
| (5) 設立年月日 | 令和8年 4月 1日 |

2. ご利用施設の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 3663.34㎡ |
| (3) 併設事業 | デイサービス(通所介護事業) 45名/日
ショートステイ(短期入所生活介護事業) 10名
居宅介護支援事業所 |
| 単独事業 | 第二デイサービス(通所介護事業) 34名/日 |

(4) 施設の周辺環境

JR姫路駅から南へ4kmあまり、姫路バイパスの南、市川西岸の高浜東土地区画整理事業により開かれた静かな自然の残る場所に建っています。
屋上から北に姫路城、東に仁寿山、西に手柄山、南に播磨灘・家島を一望することができます。

3. ご利用施設

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 |
| (2) 施設の目的 | |

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従いご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営むことができるように支援することを目的としてご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホームしかまの里 |
| (4) 施設の所在地 | 兵庫県姫路市飾磨区阿成植木960 |
| 交通機関 | 山陽電車飾磨駅下車徒歩25分 タクシー5分
JR姫路駅 タクシー7分 |
| (5) 電話番号 | TEL 079-233-0338 |
| FAX番号 | FAX 079-233-0308 |
| (6) 施設長(管理者) | 三 木 と き 子 |

(7) 当施設の運営方針

老後の人生をより有意義に、安心して健やかに過ごせるように、入所者の人間性を尊重し、家庭的な明るく美しい施設の環境づくりに努めます。

- ・入所者の文化的な生活の自立を目標として個々に適した生活指導を行い、温かい愛情を持って、心身の健康保持と機能回復に努めます。
- ・介護技術の向上を目指し、定期的に職員研修を行うとともに、地域や諸団体との交流事業の実施、入所者のレクリエーション行事をかねて買い物ツアー、花見など園外活動を充実して入所者が生きがいのある生活が出来るように努めます。

(8) 開設年月日 平成13年 6月 1日

(9) 入所定員 70人

4. 施設利用対象者

(1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる方であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。

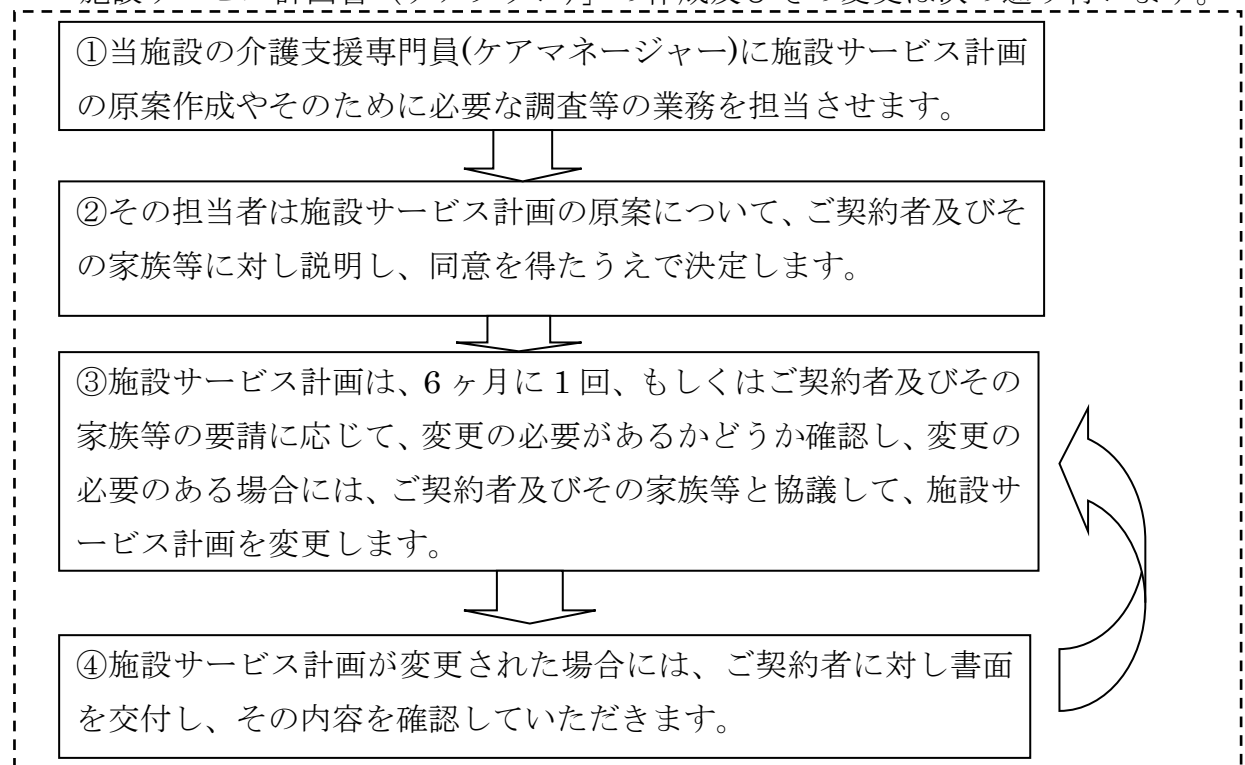
(2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。

このような場合に、ご契約者は、これにご協力くださるようお願い致します。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。

「施設サービス計画書(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。



6. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、契約者の心身の状況や居室の空き状況により施設で決定します。

居室・設備の種類	室 数	一人当たり面積	備 考
個室(1人部屋)	22室	12.04 m ²	取付家具・床頭台洗面所付
4人部屋	12室	10.68 m ²	取付家具・床頭台トイレ洗面所付
合 計	34室		

設備の種類	室数	面 積	備考
食 堂	1 室	139.04 m ²	テレビ
機能訓練室	1 室	80.31 m ²	移動式平行棒
浴 室	2 室	84.98 m ²	機械浴・一般浴
医務室	1 室	38.96 m ²	吸引器・血圧計等

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

居 室 別 料 金 表

居 室 の 別	居 住 費
従 来 型 居 室	1,800 円
多 床 室	1,030 円

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職 種	配置人員	指定基準
1.	施設長(管理者)	1名	1名
2.	事務長	1名	
3.	事務職員	2名	
4.	生活相談員	1名	1名
5.	介護職員	20名以上	20名
6.	看護職員	3名以上	3名
7.	機能訓練指導員	1名	1名
8.	介護支援専門員	1名	1名
9.	医師(嘱託)	1名	必要数
10.	管理栄養士	1名以上	1名

常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例・週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間＝1名)となります。

< 主な職種の勤務体制 >

	職 種	勤 務 時 間	職 務 内 容
1	管理者	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	職員の指導管理と事業運営の統括
2	生活相談員	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	日常生活上の相談及び助言
3	介護職員	早出 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 日勤 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 遅出 1 2 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 夜勤 2 0 : 4 5 ~ 7 : 3 0	日常生活の介護
4	看護職員	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	健康管理全般
5	機能訓練指導員	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	機能訓練全般
6	介護支援専門員	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	施設サービス計画の作成
7	医師	毎週 1 回 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	医療及び健康管理全般
8	管理栄養士	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	給食に関する管理全般

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

1. 利用料金が介護保険から給付される場合
2. 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、各利用者の負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

(サービスの概要)

① 食 事

- ・当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

食事の時間 朝 : 7 : 3 0 ~

昼 : 1 1 : 3 0 ~

夜 : 1 7 : 1 5 ~

2時間のゆっくりとした時間を
設定しています。

② 入 浴

- ・週2回以上、ゆっくりと時間をかけて入浴していただくようにしています。
- ・特浴 最新式の機械浴槽を2台備えています。

オンラインバス … ストレッチャーで寝たまの姿勢で入浴できます。

チェアーインバス … 車椅子のままで入浴できます。

但し、シャワー浴及び清拭は随時実施します。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

- ⑤ 健康管理
 - ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑥ レクリエーション・行事
 - ・ご契約者の希望にレクリエーション・行事に参加していただけます。
 - ・利用料金：レクリエーション・行事に参加されるときに、実費が必要な場合があります。実費が必要な時は必ず事前に説明の上その実費を徴収します。
- ⑦ 主なクラブ活動
 - 書道、創作活動等
- ⑧ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう配慮します。

(2) サービス利用料金(1日あたり)(契約書第63条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。))

サービス利用料金表 (1割負担)

〈多床室の場合〉

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ご契約者のサービス利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から給付される金額	6,259円	6,898円	7,564円	8,203円	8,832円
③サービス利用に係る自己負担額①－②	695円	766円	840円	911円	981円
④居室費	1,030円	1,030円	1,030円	1,030円	1,030円
⑤食費	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	3,425円	3,496円	3,570円	3,641円	3,711円

〈従来型個室の場合〉

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ご契約者のサービス利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から給付される金額	6,259円	6,898円	7,564円	8,203円	8,832円
③サービス利用に係る自己負担額①－②	695円	766円	840円	911円	981円
④居室費	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
⑤食費	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	4,195円	4,266円	4,340円	4,411円	4,481円

サービス利用料金表（２割負担）

＜多床室の場合＞

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
①ご契約者のサービス 利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から 給付される金額	5,563円	6,131円	6,723円	7,291円	7,850円
③サービス利用に係る 自己負担額①－②	1,391円	1,533円	1,681円	1,823円	1,963円
④居室費	1,030円	1,030円	1,030円	1,030円	1,030円
⑤食費	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	4,121円	4,263円	4,411円	4,553円	4,693円

＜従来型個室の場合＞

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
①ご契約者のサービス 利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から 給付される金額	5,563円	6,131円	6,723円	7,291円	7,850円
③サービス利用に係る 自己負担額①－②	1,391円	1,533円	1,681円	1,823円	1,963円
④居室費	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
⑤食費	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	4,891円	5,033円	5,181円	5,323円	5,463円

なお、保険者(市区町村)への申請により介護保険負担限度額の認定を受けられている方は、所得に応じて利用者負担の額の軽減措置がありますので、実際負担していただく額は、下記の表のとおりとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金

〈多床室の場合〉

利用者負担額第1段階：生活保護受給者

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ご契約者のサービス 利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,259円	6,898円	7,564円	8,203円	8,832円
③サービス利用に係る 自己負担額①－②	695円	766円	840円	911円	981円
④居室費	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
⑤食費	300円	300円	300円	300円	300円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	995円	1,066円	1,140円	1,211円	1,281円

利用者負担額第2段階：年金収入80万円以下の者

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ご契約者のサービス 利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,259円	6,898円	7,564円	8,203円	8,832円
③サービス利用に係る 自己負担額①－②	695円	766円	840円	911円	981円
④居室費	430円	430円	430円	430円	430円
⑤食費	390円	390円	390円	390円	390円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	1,515円	1,586円	1,660円	1,731円	1,801円

利用者負担額第3段階①：年金収入80万円超120万円以下の者

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ご契約者のサービス 利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,259円	6,898円	7,564円	8,203円	8,832円
③サービス利用に係る 自己負担額①－②	695円	766円	840円	911円	981円
④居室費	430円	430円	430円	430円	430円
⑤食費	680円	680円	680円	680円	680円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	1,805円	1,876円	1,950円	2,021円	2,091円

〈従来型個室の場合〉

利用者負担額第1段階：生活保護受給者

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ご契約者のサービス 利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,259円	6,898円	7,564円	8,203円	8,832円
③サービス利用に係る 自己負担額①－②	695円	766円	840円	911円	981円
④居室費	380円	380円	380円	380円	380円
⑤食費	300円	300円	300円	300円	300円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	1,375円	1,446円	1,520円	1,591円	1,661円

利用者負担額第2段階：年金収入80万円以下の者

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ご契約者のサービス 利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,259円	6,898円	7,564円	8,203円	8,832円
③サービス利用に係る 自己負担額①－②	695円	766円	840円	911円	981円
④居室費	480円	480円	480円	480円	480円
⑤食費	390円	390円	390円	390円	390円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	1,565円	1,636円	1,710円	1,781円	1,851円

利用者負担額第3段階①：年金収入80万円超120万円以下の者

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ご契約者のサービス 利用料金表	6,954円	7,664円	8,404円	9,114円	9,813円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,259円	6,898円	7,564円	8,203円	8,832円
③サービス利用に係る 自己負担額①－②	695円	766円	840円	911円	981円
④居室費	880円	880円	880円	880円	880円
⑤食費	680円	680円	680円	680円	680円
⑥自己負担額合計 ③＋④＋⑤	2,255円	2,326円	2,400円	2,471円	2,541円

※第三段階②：年金収入120万円超の者は、居室費が多床室530円・個室980円、

食費が1,420円となります

※上記表の要介護別サービス利用料金には個別機能訓練加算(Ⅰ)12単位/日、個別機能訓練加算(Ⅱ)20単位/月、個別機能訓練加算(Ⅲ)20単位/月、栄養マネジメント強化加算11単位/日、日常生活継続支援加算36単位/日、看護体制加算(Ⅰ)4単位/日、看護体制加算(Ⅱ)8単位/日、夜間職員配置加算(Ⅲ)16単位/日、口腔衛生加算(Ⅱ)110単位/月、科学的介護加算(Ⅰ)40単位/月、協力医療機関連携加算100単位/月、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)10単位/月が含まれています。又、安全対策体制加算20単位/入所時のみ1回が加算されます。

※入居者の状況により、療養食加算18単位/日、経口維持加算400単位/月が算定されます。

- ★ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ★ 介護保険からの給付額に変更があった場合、その給付額に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- ★ ご契約書に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ★ 新規入所された場合もしくは30日を超えて入院した後に施設に戻られた場合には、最初の30日分については、初期加算分として自己負担1日につき30円をご負担していただくことになります。
- ★ 入退所時の送迎は原則としてご家族の送迎をお願いします。ご本人の体の状態等で施設送迎をする場合は、有料になる場合があります。
- ★ 一時外泊について(契約書第23条)は、外泊期間中全食とらない日数分の食事にかかる標準負担額は利用料金から差し引きます。
- ★ サービス提供強化加算・認知症専門ケア加算については必要時算定します。
- ★ 医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前45日を限度として死亡日1580単位/日、死亡日前日々々日780単位/日、死亡日4～30日前144単位/日、死亡日31～45日前72単位/日を負担していただくことになります。
- ★ 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入居者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に、当該基準該当に揚げる区分に従い「介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)」を算定し単位数は単月の合計単位数に1000分の140相当する単位数の金額について負担頂く事になります。

(3)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①契約者が使用する居室料

契約者が使用する従来型個室、多床室を提供します。

利用料金、個室にかかる料金は、個室の概要での別室料金表による。

②契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。1日当たり、1,700円

③特別な食事の提供

ご契約者のご希望に基づいた特別な食事の提供をします。

利用料金：特別な食事のために要した費用

④理髪・美容

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

(ただし、予約が必要です。)

利用料金：1回あたり 1,700円(カット：1,620円+設備費：80円)

⑤貴重品及び預かり金の管理

当施設では、預り金管理規定にしたがい管理致します。預かり金を事業所で依頼管理する場合は「特別養護老人ホーム指定金融機関制度導入に伴う同意書ならびに管理依頼書」の記す内容に沿って、入所者の物品購入の支払いに使用するために責任を持って管理依頼を受けます。なお、その出納については、本人名義の預金口座を開設し、管理させていただきます。保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

利用料金：1,000円／月

又、契約者のご希望により、以下の銀行預金の管理サービスがご利用いただけます。詳細は以下のとおりです。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ・お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関への届出印
- ・保管管理者：施設長
- ・出納方法：手続きの概要は次のとおりとします。
 1. 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 2. 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

⑥複写物の交付サービス

・ご契約者は、サービス提供についての記録とその他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

(利用料金1枚につき10円)

⑦日常生活用品購入に係る費用 (日用品費)

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

利用料金：希望により日常生活用品を購入又は使用された場合は、実費をいただきます。

⑧電気代 (居室に持ち込まれて使用される方のみ対象となります)

テレビ 300円／月 電気毛布 1000円／月 あんか 600円／月

⑨ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院及び外泊時の移送料金

距離・所要時間を勘案して、算出した金額をいただきます。

⑩契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

(1日当りの居住費、食費を含む)

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と認定された場合

7,897円(1日当たり居住費〔多床室〕、食費を含む)

8,726円(1日当たり居住費〔従来型個室〕、食費を含む)

なお、この期間中介護保険による給付があった場合には計算した金額から介護保険給付額を控除した金額といたします。

(4)利用料金の支払い方法(契約書第6条参照)

前記の料金及び費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので翌月27日に金融機関の口座から自動引き落としでお支払い下さい。

(5) 入所中の医療の提供について

緊急な医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。) 診療に係る費用は別途自己負担となります。

①協力医療機関

医療機関の名称	姫路中央病院 ・病床数 ・診療科目	2 3 5 - 7 3 3 1	飾磨区三宅 2-36
		2 6 0 床	
		内科、外科、神経内科、整形外科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、皮膚科	
	神野病院	2 3 5 - 5 5 0 1	飾磨区下野田 2 丁目-533-3
	三木眼科	2 3 4 - 5 8 8 8	飾磨区清水 72
	松本耳鼻科	2 3 5 - 4 1 3 3	飾磨区上野田 1-7
	佐古泌尿器科	2 3 5 - 3 5 0 0	飾磨区下野田 1-77

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	たけうち歯科クリニック	2 3 1 - 0 8 6 8	飾磨区上野田 6 - 4 3
---------	-------------	-----------------	-------------------

9. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解約)

(契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解約届出書をご提出下さ

い。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しなかった場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合は、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者ならびに家族等が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが合算して3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われなかった場合
- ③ ご契約者ならびに家族等が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月以上又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合について * (契約書第20条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
- ② 3ヶ月以上での退院が見込まれない場合、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に優先的に入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第19条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

また、契約書第18条の事業者からの解除による退所の場合にも相応の努力をいたします。

- ・病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人(契約書第22条参照)

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされていた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して債務の履行義務を負うことになります。

また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行い、さらには当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受け入れ先を確保するなどの責任を負うことになります。

- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品(居室内に残する日常生活品や身の回り品等であり、また高価品は除外します)の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

身元引受人は、同時に「残置物引取人」になります。

貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処理をおこなうことになります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。

- (5) 身元引受人を変更された場合は、新たな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

- (6) 身元引受人が希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等について通知させていただきます。

11. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

〔職名〕 生活相談員

受付時間 毎週 月曜日～金曜日 9：00～17：00

○第三者委員

[氏名] 松 本 暁 男

[職名] 幹 事

連絡先 TEL 079-272-2404

[氏名] 井 上 昭 三

連絡先 TEL 090-9544-8488

○苦情解決責任者

[氏名] 三 木 と き 子

[職名] 施 設 長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに、第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情を申し出された方と話し合いによって円満な解決に努めます。

(2)行政機関その他苦情受付機関

姫路市介護保険課 079-221-2923

兵庫県福祉サービス適正化委員会 078-242-6868

国民健康保険団体連合会 078-332-5618

12. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

(1)ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

(2)ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。

(3)非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ないます。

(4)ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

(5)ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じ閲覧させ、複写物を交付します。

ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。

(6)ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむをえない場合には、記録に記載などして適正な手続きにより、身体を拘束する場合があります。

(7)事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するにあたって、知りえたご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得て行います。

1 3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持込の制限

入所にあたり、以下の物は原則として持ち込むことはできません。

・コンロ等火気をともなう器具 ・ペット類 ・その他施設長が認めないもの

(2) 面会

面会時間は8：00～20：00です。来訪した際は、1階受付にある面会簿に記銘してから面会下さいますようお願い致します。ただし、感染症予防等の観点で時間帯等が変更になる事がありますので、予めご了承下さい。

また来訪された時に食品や衣類等の持ち込み品がある場合は必ず職員にご報告をお願い致します。

(3) 外出・外泊(契約書第23条参照)

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

葬儀への参加等緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

ただし、外泊については、原則として最長で月6日とさせていただきます。

なお、必要に応じ、それ以上の期間外出、外泊することができます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、2日前までに申し出てください。

(全食とらない日数分の食費を差し引きます。)

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条・第11条参照)

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用してください。
- ・故意に、またわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により減じように復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙

1 4. 事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合には、契約者や身元引受人に対し速やかに状況を報告、説明してその被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。
- (2) 契約者の生活スタイルを尊重した支援を実施いたします。その為、行動を拘束いたしません。契約者による故意の事故が発生する場合においても身元引受人に対し速やかに状況を報告、説明し必要な措置を講じます。
- (3) 精神状態による行動障害で他者とトラブルが発生する可能性がある場合についても身元引受人に対し速やかに状況を報告、説明し必要な措置を講じます。

1 5. 損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者ならびに家族等に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 事業者は事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者(その家族、身元引受人を含む)が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者(その家族、身元引受人を含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、又不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者ならび家族等が、事業者もしくはサービス事業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

《指定介護老人福祉施設》

姫路市大津区吉美 7 8 0 番地

社会福祉法人 幸

特別養護老人ホームしかまの里

理事長 金 治 ゆ か り

説明者職名

氏 名

⑩

私たちは、本書面に基づいて事業者から重要事項の文章の交付により説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

《契約者兼利用者》

住 所

氏 名

⑩

《身元引受人》

住 所

氏 名

⑩

(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行しました。

住 所

氏 名

⑩

(契約者との続柄)

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、契約者兼利用者（ ）および身元引受人（ ）は、社会福祉法人 幸が、契約者兼利用者および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用 する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 事業者が掲示物、新聞、里の四季（広報誌）、施設ホームページ、Instagram、パンフレット等に肖像及び個人情報を使用する場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

本 人（利用者） 住 所

氏 名 ㊞

署名代行者（身元引受人）

住 所

氏 名 ㊞

続 柄（利用者との関係）